

議案第 9 号

合併の期日について

合併の期日は、次のとおりとする。

平成 1 5 年 9 月 2 6 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

合併の期日は、平成 1 7 年 3 月を目途とし、具体的な期日は、市町村の合併の特例に関する法律第 3 条の規定に基づく法定合併協議会において、協議をして定める。

合併の期日について

過去の事例では年度当初や月の初日というように、切りの良い日に合併の期日を設定している事例が多く見られますが、特段の決まりは無いことから、住民生活への影響、合併協議の進捗状況等を総合的に勘案して適切に期日を設定する必要があります。

- 1 市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」）について
合併特例法は市町村の合併に関してのさまざまな特例を規定した法律であり、平成17年3月31日をもって失効する時限立法となっています。
したがって合併の期日を平成17年4月1日以降にした場合には、合併特例法の適用がなくなることに留意しなければなりません。

平成15年6月11日総行合第17号「『市町村合併の更なる推進のための今後の取組（指針）』について」（総務事務次官発各都道府県知事宛通知）から抜粋

4 市町村合併を推進するための法的対応

(1) 現行の市町村合併特例法の経過措置

・・・現行の市町村合併特例法は延長しないことを前提に、当該市町村の合併について、平成17年3月31日までに、地方自治法第7条第1項に基づき、合併関係市町村が議会の議決を経て都道府県知事への申請を行ったものについては、市町村合併特例法の改正により、市町村合併特例法の財政支援等を引き続き適用する旨の経過措置を講ずることとする。

- 2 期日を定める際の主な留意事項
 - (1) 合併の申請から決定にかかる期間
合併については地方自治法第7条第1項により関係市町村の合併の議決を経て、都道府県知事へ申請を行うことになっています。
申請を受けた都道府県は当該都道府県の議会の議決を経て総務大臣に届出を行い、総務大臣が告示を行って初めて合併の効力が発生します。
なお、新設合併の場合は、上記手続きに加え、都道府県議会の議決を経る前にあらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならないとなっています。
都道府県への申請から総務大臣の告示まで一般的には6か月かかると思われていますが、総務大臣への内協議にかかる期間を従来の3か月から10日程度に短縮するなど、手続の迅速化もなされています。

(2) 合併準備作業に必要な期間

関係市町村の合併の議決後，実際の合併までに行う合併準備作業としては，電算システムや条例，規則等の改正作業や合併後の予算編成など，さまざまな準備事務があり，合併後の住民サービスを滞りなく行えるようにするため，これらを円滑に進めるための期間が必要となります。

また，合併を通じて市町村が廃止された場合，廃止された市町村には出納閉鎖期間が存在せず即日決算となることにも留意する必要があります。

(3) 最近の合併事例（合併の期日）

合併の期日	曜日	合併の方式	新市町村名（都道府県名）
H4.4.1	水	編入	盛岡市（岩手県）
H5.7.1	木	新設	飯田市（長野県）
H6.11.1	火	新設	ひたちなか市（茨城県）
H7.9.1	金	新設	あきる野市（東京都）
		編入	鹿嶋市（茨城県）
H11.4.1	木	新設	篠山市（兵庫県）
H13.1.1	月	編入	新潟市（新潟県）
H13.1.21	日	新設	西東京市（東京都）
H13.4.1	月	編入	潮来市（茨城県）
H13.5.1	火	新設	さいたま市（埼玉県）
H13.11.15	木	新設	大船渡市（岩手県）
H14.4.1	月	新設	さぬき市（香川県），久米島町（沖縄県）
H14.11.1	金	編入	つくば市（茨城県）
H15.2.3	月	編入	福山市（広島県）
H15.3.1	土	新設	南部町（山梨県）
		編入	廿日市市（広島県）
H15.4.1	火	新設	静岡市（静岡県），南アルプス市（山梨県） 山県市（岐阜県）東かがわ市（香川県） 宗像市（福岡県） 他
		編入	呉市（広島県），新居浜市（愛媛県）
H15.4.21	月	新設	周南市（山口県）
H15.5.1	木	新設	瑞穂市（岐阜県）
H15.6.6	金	編入	野田市（千葉県）
H15.7.7	月	編入	新発田市（新潟県）